

感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（R5年度追加募集）

○私立学校における換気対策整備支援について追加募集を行います。

児童生徒の活動を制限せず教育活動を継続する体制を確保するため、教室等における効果的な換気の実施に必要な換気対策整備に係る経費を支援する事業です。

○補助対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

（交付決定前の契約も対象となり得ます）

○補助上限額の範囲までは定額となっておりますので、必要な換気対策整備に係る経費へご活用ください。

例：生徒数250人の中学校の場合（補助上限額：34万円）

- ・25万円分のサーキュレーター等を購入する場合
→ 補助額25万円
- ・40万円分のサーキュレーター等を購入する場合
→ 補助額34万円(差額は補助対象外)

（学校種ごとの補助上限額）

学校種	令和5年10月10日以降の申請分に係る補助上限額
小学校 義務教育学校（前期課程）	34万円～67.5万円（児童数に応じて）
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	34万円～67.5万円（生徒数に応じて）
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	67.5万円～101万円（生徒数に応じて）
特別支援学校	135万円
高等学校（通信制課程のみ設置）	34万円

○補助対象の例

- ・サーキュレーター
- ・CO2モニター
- ・HEPAフィルター付空気清浄機 等
- ・網戸の設置に係る経費
- ・暖房器具
- ・加湿器
- ・スポットクーラー 等

※感染対策における換気と温湿度管理を両立できるようにするもの

